

岩石採取計画認可申請書

作 成 要 領

(令和2年4月1日改正版)

令和2年4月

県土整備部土木局砂防課

目 次

1 はじめに	1
2 岩石採取計画認可申請書の作成並びに記載上の注意事項について	1
3 認可期間中の手続について	3
4 岩石採取計画認可申請書作成様式	5
5 緑化計画書	27
6 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画	33
7 誓約書・保証書・申出書	37
8 添付書類一覧表	43
9 添付図面一覧表	49
10 届出書・報告書（認可期間中の使用様式）	55
11 緑化計画書及び緑化状況報告書の記載要領	61
12 岩石採取に係る関係諸法令及び窓口一覧	67
13 参考資料	73
(1) 環境の保全と創造に関する条例[抜粋]	75
(2) 土石採取等遵守基準	77
(3) 土石採取等遵守基準細則（採石法関係）	80
(4) 兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	91

1 はじめに

この要領は、岩石採取計画認可申請書の書式、凡例等の統一を図り、速やかな審査対応が可能となるよう注意すべき点をまとめたものである。

申請にあたっては、この要領のほか「採石技術指導基準書（平成 15 年版）」等を参考にすること。

2 岩石採取計画認可申請書の作成並びに記載上の注意事項について

(1) 岩石採取計画認可申請書（以下「認可申請書」という。）の作成について

- ア 認可申請書は、作成様式に示す申請書類と添付書類及び添付図面から構成される。
- イ 認可申請書の大きさは、A4 版とし、表紙をつけること。
- ウ 認可申請書は原則として、添付書類一覧表の番号の順に綴じるものとし、申請書の鏡の次頁に目次を付け、その各々にインデックス（見出し）をつけること。
- エ 添付図面の作成にあたっては、次の点に注意すること。
 - (ア) 図面には表題欄を設け、必要事項を記入し、折り畳んで袋にいれること。
なお、図面袋には目録をつけること。
 - (イ) 図面毎に凡例を設け、別添添付図面一覧表の注意事項により着色すること。
- オ 繼続して事業を実施しようとするときは、認可期間満了の 3 カ月前までに認可申請書を提出すること。
- カ 平成 12 年度から、各市町への意見照会は土木事務所又は姫路港管理事務所（以下「土木事務所等」という。）から直接行うので、認可申請書は岩石採取場の所在する土木事務所等へ直接提出すること。
- キ 認可申請書の提出部数は、正本 1 部（土木事務所等分）及び副本 2 部（市町分及び申請者控え）とする。ただし、岩石採取場が 2 以上の土木事務所等又は市町の区域にまたがって所在する場合の副本の提出部数は、関係する土木事務所等及び市町の数を加算するものとする。
- ク 不動産登記簿謄本については、平成 12 年度から原則として添付が不要となったので留意すること（認可申請書の「岩石採取場の区域」、「土地の権利関係表」中に記載された各地番につき、土地家屋調査士等の資格を有する者が登記簿謄本との照合を行い、欄外に作成年月日及び作成者（土地家屋調査士等）を記載して押印を行うこと。申請書提出時には、登記簿 1 部を合わせて提出し、土木事務所職員による原本確認を受けたのち、登記簿原本の還付を受けること。）。

(2) 採取計画の変更について

- ア 認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更認可申請の手続きをとること。
- イ 変更認可申請書は、認可申請書作成様式に準じ作成するものとするが、作成にあたっては、変更を行う各項目について、従前の内容と変更の内容の対比が行いうるよう朱書きで二段書きにすること。
- ウ 添付書類、添付図面についても同様とするが、変更のないものについては、採取跡地計画平面図・縦横断図以外は原則として添付の必要はないものとする。

(3) 採取計画の原則

- ア 採取計画は、採石行為に伴う災害を未然に防止するために立案されるものであるので採石行為中のプロセス管理に主眼をおいて作成すること。
- イ 採取計画は、原則として認可期間内に採取可能な相当量の計画でなければならない。
- ウ 災害防止の為の施設は、認可後ただちに設置することができ、その認可期間内の安全を担保するものでなければならない。
- エ 採取計画は、切羽面を常に必要最小限として最終残壁を早期に形成し、良好な自然環境を確保するとともに、景観保全に配慮した採石場づくりに努めなければならない。
- オ 審査基準について
- (ア) 法第33条の4の要件に該当しないこと。
 - (イ) 採石技術指導基準書(平成15年版:資源エネルギー庁監修)に適合していること。
 - (ウ) 遵守基準及び遵守基準細則に適合していること。
 - (エ) 保証要領に基づく連帯保証人が立てられていること(保証要領第6条に該当する場合を除く。)。
 - (オ) 市町長意見に対する申請者の対応に係る報告内容がやむを得ないものと判断されること。
- カ 認可期間について
- (ア) 新規計画に係る認可期間は2年以内とする。
 - (イ) 更新の認可の場合で、以下各号の要件のいずれにも該当しない場合は、前回認可期間に1年を加えた期間を認可期間とすることができます(5年を上限とする)。
また、次のaからcの要件のいずれかに該当する場合は、前回認可期間を1年減じた期間を認可期間とする(2年を下限とする)。
 - a 前回認可期間中に採石作業に伴う重大な人的被害が発生したこと。
 - b 前回認可期間中に採石業に起因する災害の発生(騒音、粉塵、振動、水質汚濁等周辺に被害を及ぼすもので対策措置を要するもの)が発生したこと。
 - c 前回認可期間中に文書による改善勧告以上の処分を受けていること。
 - (ウ) 更新の認可の場合で、以下各号の全ての要件に該当する場合は、上記(イ)で算出した認可期間に2年を加え、a及びbもしくはa及びcの要件に該当した場合は1年を加える(上記(イ)の上限5年と合わせ、最大で上限7年とする。)。
ただし、以下各号の要件に該当した場合であっても、上記(イ)の要件のいずれかに該当した場合は適用しない。
 - a 更新の前年度の立入検査において、採石パトロール・チェックリストの内容を全て満たしていること。
 - b 経営者もしくは登録している業務管理者が、兵庫県碎石事業協同組合が開催する経営者・業務管理者講習会を前回認可期間中に毎年受講していること。
 - c 兵庫県碎石事業協同組合または家島石材採掘協同組合へ加入のうえ、加入した組合による跡地整備等連帯保証を取得していること。
 - (エ) 採取計画の変更認可に係る認可期間は、原則として現に有効な採取計画に係る認可期間の残存期間とする。ただし、現に有効な採取計画に係る認可期間の残存期間が1年未満である場合であって、県民局長又は県民センター長がやむを得ないと認める場合は、更新認可の申請における場合と同様の取扱いをすることができる。

3 認可期間中の手続きについて

(1) 標識の設置

岩石採取計画の認可を受けた者は、採石法施行規則第8条の19に定める標識を岩石採取場の見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 休止・廃止届

岩石採取場において、岩石の採取を引き続き6ヶ月以上休止するとき、又は、岩石の採取を廃止しようとするときは、土木事務所等に休止・廃止届を提出すること。

(3) 氏名等変更届

認可を受けた事項に変更（変更認可を要する場合を除く）があった場合は、土木事務所等に氏名等変更届を提出すること。

(4) 緑化状況報告書

認可申請時に提出した緑化計画書に係る認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の実施状況について、毎年、認可年度が満了する日の属する月の翌月末までに土木事務所等に緑化状況報告書を提出すること（例：認可期間が令和〇年7月7日から令和△年7月6日までの場合、毎年8月末までに、その年の7月6日現在の緑化状況を報告する。）。

(5) 採取場内の緑化工事が全て完了したときは、緑化完了報告書を提出すること。

